

別紙

答申第151号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分については公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和元年6月4日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「県道〇号線（〇〇市〇〇町〇〇）の拡幅工事に関する公文書の全て」である。

(3) この請求に対して実施機関は、令和元年6月18日付けで公開決定等の期間延長を行った後、同年7月11日付けで次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

(主) 〇〇〇〇〇〇線〇〇工区道路改良事業に係る

(ア) 要望書

(イ) 地元説明に係る復命書（添付図面含む）

(ウ) 説明会資料

(エ) 設計図面

イ 決定内容

部分公開決定

ウ 公開しない部分及びその理由

(ア) 個人の氏名、住所、肩書及び電話番号

条例第7条第2号に該当する。

個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため。

なお、当該情報は、個人情報であっても例外的に公開しなければならないとした、公の情報（同号ただし書きア）、公益の保護のため必要な情報（同イ）、公務員の職務遂行情報（同ウ）には該当しないものである。

(イ) 個人の発言（1箇所）

条例第7条第5号に該当する。

個人が他の地方公共団体について発言した内容であり、誤解や憶測を招き県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和元年9月17日に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和2年1月27日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

以下の公文書の非公開とした（黒塗り）部分の公開

ア 平成〇年8月9日の要望書に記載されている〇〇町〇〇地区民代表の氏名

- イ 平成〇年 8 月 9 日の復命書に記載されている〇〇町〇〇地区民代表である出席者・発言者の氏名
- ウ 平成〇年 9 月 1 日の復命書に記載されている「地元」の出席者の氏名
- エ 平成〇年 2 月 10 日の復命書に記載されている「地元」の出席者の氏名
- オ 平成〇年 6 月 19 日の復命書に記載されている「地元」の出席者の氏名
- カ 平成〇年 7 月 12 日の復命書に記載されている「地元」の出席者・発言者の氏名
- キ 平成〇年 8 月 20 日の復命書の別添である「〇〇〇〇〇〇線〇〇工区 説明会出席者名簿」に記載されている出席者の氏名
- ク 平成〇年 9 月 17 日の復命書に記載されている「地元」の出席者・発言者の氏名
- ケ 平成〇年 9 月 24 日の「件名：地元役員会の結果について」に記載されている「相手方」・発言者の氏名
- コ 平成〇年 4 月 30 日の復命書に記載されている「地元」の出席者・発言者の氏名
- サ 平成〇年 11 月 14 日の「(主) 〇〇〇〇〇〇線 〇〇工区 防災安全交付金(改築)工事 地元説明会」の「1. (黒塗り) 挨拶」の氏名及び役職名又は肩書
- シ 平成〇年 1 月 23 日の「(主) 〇〇〇〇〇〇線 工事説明会」に記載されている出席者の氏名及び役職名又は肩書
- ス 平成〇年 4 月 21 日の復命書に記載されている「〇〇自治会」の出席者の氏名

## (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張は次のとおりである。

- ア 氏名を黒塗りしている人(地区会の代表、婦人会の代表、老人会の代表や土木委員等だと思われる)は地区の代表として島根県への要望書を作成し、島根県の職員と面談し島根県が行った説明会に出席した。
- イ 地区の代表であることは公の情報であるため島根県情報公開条例第 7 条第 2 号但書アの公開情報に該当する。

## 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は、次のとおりである。

- (1) 前記 3 (1) アからスに記載されている出席者及び発言者の氏名及び役職名又は肩書については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 7 条第 2 号の非公開情報に該当する。
- (2) (1) のとおり、条例第 7 条第 2 号に該当するものとした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件決定に係る公文書の件名は、前記2(3)アのとおりであり、審査請求人は審査請求書において、以下の公文書(以下「対象公文書」とする。)に記載されている出席者及び発言者等の氏名及び役職名又は肩書き等について公開を求めている。

- ①平成〇年8月9日付け要望書
- ②平成〇年8月9日の県道改良要望に係る復命書
- ③平成〇年9月1日の地元説明に係る復命書
- ④平成〇年2月10日の地元説明会に係る復命書
- ⑤平成〇年6月19日の地元説明会に係る復命書
- ⑥平成〇年7月12日の協議に係る復命書
- ⑦平成〇年8月20日の地元説明会に係る復命書添付の説明資料のうちの説明会出席者名簿
- ⑧平成〇年9月17日の協議に係る復命書
- ⑨平成〇年9月24日付け電話録取
- ⑩平成〇年4月30日の協議に係る復命書
- ⑪平成〇年11月14日の地元説明会の次第
- ⑫平成〇年1月23日の工事説明会の参加者名簿
- ⑬平成〇年4月21日の地元説明に係る復命書

実施機関によると、本件道路改良事業に際して、土木部で定める整備指針等に基づいて検討した上で事業を行ったとのことであった。

実施機関は、本件道路改良事業の実施にあたり、複数回にわたり地元への説明会を開催し、事業計画及び事業の概要並びに事業の進め方等について説明、協議を行った。本件対象公文書には、道路改良事業にかかる地元からの要望、地元への説明および協議等に関する内容が記載されている。

(3) 審査の対象について

本件対象公文書は上記(2)のとおりであり、審査請求人が審査請求書において公開を求めている部分には、以下の項目が含まれていることが確認できた。

- ア 自治会等及び地区団体の代表者(以下「自治会の代表者等」とする。)の氏名及び肩書き
- イ 土木委員、地区委員、地区役員及び地区団体の役員(以下「地区委員等」とする。)の氏名及び肩書き
- ウ 地権者の氏名及び肩書き
- エ 地区住民個人の氏名

上記アからエの情報について、実施機関は、前記2(3)ウのとおり、条例第7条第2号に該当し非公開としていることから、当審査会としては、この部分を審査の対象とすることとし、その他の非公開部分についての判断は行わないこととする。

(4) 条例第7条第2号について

本号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできない

が公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（同号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（同号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

（５） 条例第 7 条第 2 号該当性について

実施機関は、本件対象公文書に記載されている出席者及び発言者の氏名及び役職名又は肩書きについては、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 7 条第 2 号の非公開情報に該当すると説明している。

一方、審査請求人は、氏名を黒塗りしている人（地区会の代表、婦人会の代表、老人会の代表や土木委員等だと思われる）は地区の代表として島根県への要望書を作成し、島根県の職員と面談し、島根県が行った説明会に出席した。地区の代表であることは公の情報であるため、条例第 7 条第 2 号ただし書きアの公開情報に該当すると主張している。

ア 自治会の代表者等の氏名及び肩書きについて

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした個人の氏名及び肩書きには、自治会の代表者等の氏名及び肩書きが含まれていることが確認できた。

〇〇市自治会等応援条例（平成〇年〇〇市条例第〇号）第 2 条第 2 号の規定によれば、自治会等とは、地縁に基づき形成された自治組織で、自治会、町内会、区、振興協議会、自治協会その他の団体をいう、とされている。

この点、条例第 7 条第 3 号において、「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA 等の権利能力なき社団のみならず、団体の代表者や規約が定められ、外形的に団体とみなされるものをいう、と規定されており、特定の地区内で活動する団体についても、同号の定める「その他の団体」に該当する。

本件対象公文書を見分したところ、本件決定により既に公開されている自治会の代表者等に関する情報には、団体の代表者としての意見と史料される発言だけではなく、住民個人としての意見と史料される発言が含まれていることが確認できた。

以上のことから、本件対象公文書において非公開とされた自治会の代表者等の氏名及び肩書きに係る情報については、その他の団体である自治会等及び地区団体の代表者としての側面と、地区住民個人としての側面を併せ持っているといえる。

このため、当審査会としては、自治会の代表者等の氏名及び肩書きについて、対象公文書及び説明会の性質を踏まえた上で、まず、条例第 7 条第 2 号の該当性について判断するものとする。

（ア） 地元からの要望（対象公文書①及び②）について

対象公文書①及び②は、〇〇市〇〇町〇〇地区民代表として、連名で道路拡幅についての要望書を実施機関に提出し、要望を述べた際の要望書及び復命書である。

本件要望書には、〇〇市〇〇町〇〇地区民代表として、要望提出者の氏名及び肩書きが記載されており、地区の代表として要望を提出し、意見を述べているものと思料される。

したがって、対象公文書①及び②に記載された自治会の代表者等の氏名及び肩

書きは、法人その他の団体に関する情報と解すべきであるため、条例第7条第2号の該当性によらず、同条第3号の該当性について、後記(6)で判断する。  
(イ) 参加者が限定されていると考えられる説明会について

a 自治会の代表者等及び地区委員等が参加した説明会(対象公文書③、④、⑤、⑥、⑩及び⑬)について

対象公文書③、④、⑤、⑥、⑩及び⑬は、それぞれ説明会の参加者は異なるものの、道路改良事業に関して、実施機関が自治会の代表者等及び地区委員等に説明及び協議した際の復命書である。

実施機関に確認したところ、説明会の開催については自治会の代表者等と電話等によるやりとりで調整し、他の関係役員へ周知していると推測されることであった。対象公文書を見分したところ、地区からの参加者は自治会の代表者等及び地区委員等であることから、実施機関の説明に不合理な点はなく、対象公文書③、④、⑤、⑥、⑩及び⑬における自治会の代表者等の発言については、地区住民個人としてではなく、地区の代表として説明会に参加し、発言したものであると思料される。

したがって、対象公文書③、④、⑤、⑥、⑩及び⑬に記載された自治会の代表者等の氏名及び肩書きは、法人その他の団体に関する情報と解すべきであるため、条例第7条第2号の該当性によらず、同条第3号の該当性について、後記(6)で判断する。

b 自治会の代表者等及び地権者が参加した説明会(対象公文書⑧)について

対象公文書⑧は、自治会の代表者等及び地権者と事業の進め方等について協議した際の復命書である。

実施機関に確認したところ、当該協議は特定の者との協議であることとあり、対象公文書⑧を見分したところ、地区からの参加者は自治会の代表者等及び道路改良事業の対象となった土地の地権者のみであることから、実施機関の説明に不合理な点はない。

また、対象公文書⑧における自治会の代表者等の発言内容からも、地区住民個人としてではなく、地区の代表として説明会に参加し、発言したものであると思料される。

したがって、対象公文書⑧に記載された自治会の代表者等の氏名及び肩書きは、法人その他の団体に関する情報と解すべきであるため、条例第7条第2号の該当性によらず、同条第3号の該当性について、後記(6)で判断する。

(ウ) 参加者が限定されていないと考えられる説明会(対象公文書⑦及び⑫)について

対象公文書⑦及び⑫は、いずれも、実施機関が道路工事の概要等について地元説明会を行った際の説明会参加者名簿である。

実施機関に確認したところ、対象公文書⑦の説明会については、地区全体には開催の周知をしていないと推測されることとあったが、他の対象公文書とは異なり、実施機関が参加者名簿を用意し、参加者自身が氏名を記載していることが確認できたことから、説明会の参加者はあらかじめ限定されてはいなかったものと思料される。

また、対象公文書⑦の説明会に係る復命書を見分したところ、当該復命書の記載内容からは、発言者を特定することはできず、参加者の誰が、どのような

立場で意見、要望を述べたのかが明らかではないことから、対象公文書⑦の説明会参加者が地区の代表として説明会に参加、発言しているとまでは言い切れない。

一方、実施機関に確認したところ、対象公文書⑫の説明会については、文書により開催の周知が行われたと推測され、説明会開催後に、当日参加できなかった地区住民等に向けて、説明会資料及び質疑応答の概要についての文書を発出しているとのことであった。

このため、当該説明会は、地元住民にも出席、参加が認められていたものであったと思料され、説明会参加者が地区の代表として説明会に参加、発言しているとまでは言い切れない。

したがって、対象公文書⑦及び⑫に記載された説明会参加者の氏名は、条例第7条第2号に該当し、実施機関が非公開としたことは妥当であると判断する。

#### (エ) 電話録取（対象公文書⑨）について

対象公文書⑨は、道路改良事業に関して、自治会の代表者等が地元役員会での協議結果を実施機関へ電話で伝えた際の内容を記録した電話録取である。

対象公文書⑨を見分したところ、地元役員会での協議結果を地区の代表として実施機関に報告したものであることが確認できた。

したがって、対象公文書⑨に記載された自治会の代表者等の氏名及び肩書きは、法人その他の団体に関する情報と解すべきであるため、条例第7条第2号の該当性によらず、同条第3号の該当性について、後記（6）で判断する。

#### イ 地区委員等の氏名及び肩書きについて

##### (ア) 土木委員の氏名及び肩書きについて

当審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした個人の氏名及び肩書きには、土木委員の氏名及び肩書きが含まれていることが確認できた。

〇〇市では、〇〇市土木委員設置規則に基づき、地区ごとに土木委員を置くことが定められており、同規則第2条により、土木委員は、関係地区内の住民から、市長が委嘱することが規定されている。

また、同規則第3条の規定により、土木委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とすることが定められている。さらに、同規則第5条第5号の規定によれば、土木委員の職務として、道路河川の新設、改良、復旧事務に協力することが規定されており、一般的にも、本件のような地区の道路改良に係る協議及び説明会への参加は、同号の定める土木委員の職務に該当するといえる。

したがって、上記ア（ア）及び（イ）に係る対象公文書及び対象公文書⑩に記載されている土木委員の氏名及び肩書きについては、条例第7条第2号ただし書きウの公務員等の職務の遂行に関する情報であると認められることから、実施機関が非公開としたことは妥当ではないと判断する。

##### (イ) 土木委員を除く地区委員等の氏名及び肩書きについて

当審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした個人の氏名及び肩書きには、土木委員を除く地区委員等の氏名及び肩書きが含まれていることが確認できた。

土木委員を除く地区委員等の氏名及び肩書きについては、個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

なお、当該情報は、地区外まで広く一般に慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものとは認められないため、同号ただし書きアに該当しない。また、条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するとも認められない。

したがって、土木委員を除く地区委員等の氏名及び肩書きについては、実施機関が非公開としたことは妥当であると判断する。

#### ウ 地権者の氏名及び肩書きについて

当審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした個人の氏名及び肩書きには、本件道路改良事業の対象である土地の地権者個人及び地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きが含まれていることが確認できた。

地権者個人の氏名及び肩書きは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められるため、条例第7条第2号に該当すると判断する。

ただし、対象公文書⑧については、地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きが記載されており、対象公文書の記載内容から、法人の代表者として説明会に参加しているものと思料される。

したがって、対象公文書⑧に記載された地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きは、法人その他の団体に関する情報と解するべきであるため、条例第7条第2号の該当性によらず、同条第3号の該当性について、後記(6)で判断する。

#### エ 地区住民個人の氏名について

当審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした個人の氏名には、地権者以外の本件道路改良事業対象地区の住民と考えられる個人の氏名が含まれていることが確認できた。

地区住民個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められるため、条例第7条第2号に該当すると判断する。

#### (6) 自治会の代表者等及び地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きの条例第7条第3号該当性について

上記(5)ア及びウにおいて、条例第7条第2号の該当性によらず、同条第3号の該当性について判断するとした自治会の代表者等及び地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きについては、法人その他の団体に関する情報と解するべきであるため、同条第3号該当性について、以下のとおり判断する。

#### ア 条例第7条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を非公開とすることを定めたものである。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。さらに、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益

を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 自治会の代表者等の氏名及び肩書きについて

上記(5)アで述べたとおり、上記(5)ア(ア)、(イ)及び(エ)に係る対象公文書の説明会等において、自治会の代表者等は、法人その他の団体の代表者として意見を述べ、説明会等に参加したものと思料される。

したがって、上記(5)ア(ア)、(イ)及び(エ)に係る対象公文書に記載された自治会等の代表者の氏名及び肩書きを公開したとしても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、条例第7条第3号には該当せず、実施機関が非公開としたことは妥当ではないと判断する。

(イ) 地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きについて

上記(5)ウで述べたとおり、対象公文書⑧の説明会において、地権者である法人の代表役員は、法人の代表者として説明会に参加したものと思料される。

したがって、対象公文書⑧に記載された地権者である法人の代表役員の氏名及び肩書きを公開したとしても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないことから、条例第7条第3号には該当せず、実施機関が非公開としたことは妥当ではないと判断する。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 別表

字数：句読点・記号を含む

対象公文書	件名	公開すべき部分
①平成○年8月9日付け 要望書	県道○号線（○○○ ○○○線）道路拡幅 について	・要望書表紙から数えて3ページ目の上から13行 目から16行目（印影を除く）
②平成○年8月9日の県 道改良要望に係る復命書	○○○○○○線 ○ ○地区 県道改良要 望	・復命書1ページ目「4.出席者」欄上から2行 目から3行目 ・復命書1ページ目下の段の上から1行目 ・復命書2ページ目上から8行目
③平成○年9月1日の地 元説明に係る復命書	（主）○○○○○○ 線 ○○工区 道路 改良事業にかかわる 地元説明	・復命書1ページ目「出席者」欄上から1行目 ・復命書1ページ目「出席者」欄上から2行目1 文字目から9文字目
④平成○年2月10日の地 元説明会に係る復命書	（主）○○○○○○ 線 ○○工区 道路 改良事業にかかわる 地元説明会	・復命書1ページ目「出席者」欄上から1行目 ・復命書1ページ目「出席者」欄上から2行目1 文字目から9文字目
⑤平成○年6月19日の地 元説明会に係る復命書	（主）○○○○○○ 線 ○○工区 道路 改良事業にかかわる 地元説明会	・復命書1ページ目「出席者」欄上から1行目 ・復命書1ページ目「出席者」欄上から2行目1 文字目から9文字目
⑥平成○年7月12日の協 議に係る復命書	（主）○○○○○○ 線 ○○工区 道路 改良事業にかかわる 協議	・復命書1ページ目「出席者」欄上から1行目
⑧平成○年9月17日の協 議に係る復命書	（主）○○○○○○ 線 ○○工区 2工 区協議	・復命書1ページ目「出席者」欄上から1行目 ・復命書1ページ目「協議内容および協議結果」 欄上から18行目1文字目から4文字目 ・復命書2ページ目「協議内容および協議結果」 欄上から3行目1文字目から4文字目 ・復命書2ページ目「協議内容および協議結果」 欄上から8行目1文字目から4文字目 ・復命書2ページ目「協議内容および協議結果」 欄上から16行目1文字目から4文字目 ・復命書2ページ目「協議内容および協議結果」 欄上から27行目1文字目から4文字目 ・復命書2ページ目「協議内容および協議結果」 欄上から31行目1文字目から4文字目
⑨平成○年9月24日付け 電話録取	地元役員会の結果に ついて	・電話録取1ページ目表題から数えて4行目 ・電話録取1ページ目「内容」欄上から1行目1 文字目から4文字目 ・電話録取1ページ目「内容」欄上から4行目1 文字目から4文字目 ・電話録取1ページ目「内容」欄上から8行目1 文字目から4文字目
⑩平成○年4月30日の協	○○地区 地元役員	・復命書1ページ目「出席者」欄上から1行目

議に係る復命書	協議	
⑪平成〇年11月14日の地元説明会の次第	(主) 〇〇〇〇〇〇〇 線 〇〇工区 防災 安全交付金 (改築) 工事 地元説明会	・次第1 ページ目表題から数えて6行目3文字目から9文字目
⑬平成〇年4月21日の地元説明に係る復命書	(主) 〇〇〇〇〇〇〇 線 〇〇工区防災安全 交付金 (改築) 工事 について	・復命書1 ページ目「出席者」欄上から1行目13文字目から17文字目

(諮問第174号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 2年 1月27日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 3年 9月16日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 3年10月14日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 3年11月18日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 3年12月16日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 1月13日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 3月24日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 4月15日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 6月30日 (審査会第8回目)	審議
令和 4年 7月27日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会